都市計画長野地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日 平成30年 月 日

名称 長野地区地区計画 位置 行田市長野5丁目の全部	事業による基盤整備が行 事業の効果の維持を図り を集約する街区を計画 を配置することにより、 を、壁面の位置の制限、				
面積 約 26.4 h a 本地区は、行田市の中心よりやや南に位置し秩父鉄道東行田駅から 1.5 km、JR高崎線行田駅から として、工業地としての適切かつ有効な土地利用を図ることを計画された地区で、土地区画整理事業われた地区である。そこで、地区計画の策定により、建築物の適切な誘導を進め、土地区画整理事業	事業による基盤整備が行 事業の効果の維持を図り を集約する街区を計画 を配置することにより、 を、壁面の位置の制限、				
本地区は、行田市の中心よりやや南に位置し秩父鉄道東行田駅から 1.5km、JR高崎線行田駅から として、工業地としての適切かつ有効な土地利用を図ることを計画された地区で、土地区画整理事業 われた地区である。そこで、地区計画の策定により、建築物の適切な誘導を進め、土地区画整理事業	事業による基盤整備が行 事業の効果の維持を図り を集約する街区を計画 を配置することにより、 を、壁面の位置の制限、				
地区計画の目標 として、工業地としての適切かつ有効な土地利用を図ることを計画された地区で、土地区画整理事業 われた地区である。そこで、地区計画の策定により、建築物の適切な誘導を進め、土地区画整理事業	事業による基盤整備が行 事業の効果の維持を図り を集約する街区を計画 を配置することにより、 を、壁面の位置の制限、				
	を配置することにより、				
保区 全域の 財産 土地利用の 方針 地区内においては、工業施設の立地を図る街区と沿道業務施設等の立地を図る街区及び既存住宅を 的に配置する。工業街区は生産環境の向上を図るとともに、周辺環境への影響を考慮し、緩衝緑地を 地区環境の保全を図る。 土地利用計画に基づく地区区分に合わせ、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、 建築物等の高さの最高限度及び垣又は柵の構造の制限を行うことにより、工業環境、沿道業務及び頻 数の環境保全を図り、整然とした街並み形成を創出する					
す 備					
区分の 地区の     A地区     B地区 (工業専用地域)     C地区 (準工業地域)     D地区 (準工業地域)	E地区 (準工業地域)				
区分         区分の面積         約 21. 1ha         約 1. 9ha         約 0. 3ha         約 1. 6ha	約 1. 5ha				
次に掲げる建築物等は 建築してはならない。 (1) 次に掲げる事業を営む	次に建築なら。 1. 対 2. に 3 号 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と				
建築物の敷 地面積の最 1. 地区計画の決定告示日(平成 21 年 5 月 22 日)において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その 低限度 る。	1. 地区計画の決定告示日(平成 21 年 5 月 22 日)において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とす				

	地区	区分の 2の 名称	A地区 (工業専用地域)	B地区 (準工業地域)	C 地区 (準工業地域)	D地区 (準工業地域)	E地区 (準工業地域)
	区分	分 区分の 面積	約 21. 1ha	約 1. 9ha	約 0.3ha	約 1.6ha	約 1. 5ha
地建築	壁面の位置の制	道路境 界線と の距離	建築物の壁又はこれに 代わる柱の面から道路境 界線までの距離は、計画 図に示す数値以上でなければならない。ただし、 延べ面積が 10 ㎡以内の 小規模な付属建築物についてはこの限りではない。	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 1. 車庫・物置その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3.0m以下でかつ軒の高さが2.3m以下のもの 2. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下の部分 3. 出窓で1か所につき奥行き0.5m以下、長さ3.0m以下のもの			
		隣地境 界線と の距離	建築物の壁又はこれに 代わる柱の面から隣地境 界線までの距離は、2.0 m以上としなければなら ない。		_	-	
数 等 に 関	建高	築物等の さの最高 限度		_		建築物の地盤面からの高さは10.0m以下でなければならない。	-
備 計 画 対 る 事 項	垣	又は柵の 造の制限	道路境界側の垣又は柵 は、次の各号のいっした。 ただは、門柱、ののものとではいる。 ただいものとする。 ただいものとする。 ただいものとする。 で幅が 1.5m以下の制象。 1. 生垣 2. 高可能な構 で、公園ではなりではないものでではないものでではないをはなりででではない。 基礎を基準ののではは、1.2m以上をもので、以下でののではは、1.2m以上をもので、以下でののではない。 ので、は、下ののでは、下等のでのので、上の値載表により、上のの値載表により、といいでは、1.5m以上の値載を設けたもの。	_		道路境界側の毎号間で 関係を表しています。 にはいずれからでである。 にはいずれからでである。 にはいずれがでである。 にはのではいかでである。 にで受する。 にで受する。 にでしまります。 は、基礎にがいる。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、基礎にある。 は、と、 は、 は、と、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	
備	<u> </u>	考					

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理 由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法の改正により、法の規定を引用する本地区整備計画における建築制限について修正を行う必要が生じたため。

また、都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法の改正により、法の規定を引用する本地区整備計画における条項との整合を図る必要が生じたため。